

平成23年10月21日(金)

タイ洪水災害の復旧にかかる 新融資制度の取り扱い開始について

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、平成23年10月のタイ洪水災害により被害・影響を受けた事業者の災害復旧にかかる資金需要をサポートするため、平成23年10月21日(金)から、新融資制度「トマト成長企業応援ファンド(タイ洪水災害復旧口)」および「トマト災害復旧資金(タイ洪水災害復旧口)」の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

本融資制度は、タイの洪水災害により被災・操業停止となった現地法人などを有する事業者および、タイ国内の取引先の被災・操業停止により日本国内での事業活動に影響を受けている事業者を幅広くサポートするものであり、本融資制度をご活用いただき、経営の安定につなげていただければと考えております。

記

1 取扱期間

平成23年10月21日(金)～平成24年3月30日(金)

2 商品概要

(1)トマト成長企業応援ファンド(タイ洪水災害復旧口)

ご利用いただける方	以下の(1)および(2)の要件を満たす事業者 (1)成長基盤強化につながる事業に取り組む事業者(法人および個人事業主) (2)タイに設立している現地法人が平成23年10月のタイ洪水災害において被災・操業停止したことにより、事業活動に影響を受けている事業者
お 使 い み ち	平成23年10月のタイ洪水災害の影響により、必要となる運転資金および設備資金
ご 融 資 金 額	1,000万円以上
ご 融 資 利 率	審査結果に応じた当社所定の利率から、さらに年0.1%引き下げいたします。
ご 融 資 期 間	運転資金:1年以上10年以内(原則) 設備資金:1年以上20年以内(原則) ※なお、設備資金の場合、事業者の事業計画により、上記期間を超えるご要望にもお応えいたします。
ご 返 済 方 法	元金均等返済
保 証 人	個別案件ごとにご相談させていただきます。
担 保	個別案件ごとにご相談させていただきます。

(2) トマト災害復旧資金(タイ洪水災害復旧口)

ご利用いただける方	以下の(1)または(2)の要件を満たす事業者 (1) タイに設立している現地法人が平成23年10月のタイ洪水災害において被災・操業停止したことにより、日本国内での事業活動に影響を受けている事業者 (2) タイ国内の取引先が平成23年10月のタイ洪水災害において被災・操業停止したことにより、日本国内での事業活動に影響を受けている事業者
お 使 い み ち	平成23年10月のタイ洪水災害の影響により、必要となる運転資金および設備資金
ご 融 資 金 額	5,000万円以下
ご 融 資 利 率	年1.500%以上(変動、短期プライムレート連動)
ご 融 資 期 間	運転・設備資金: 1年以上7年以内(据置期間1年を含む) ※保証協会保証付の場合は、別途保証料が必要となります。
ご 返 済 方 法	元金均等返済
連 帯 保 証 人	原則、1名以上 ※保証協会保証付の場合は、信用保証協会の定めによります。
担 保	個別案件ごとにご相談させていただきます。

※当社所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ご融資条件など、詳細につきましては当社本支店窓口へお問い合わせください。

3 取扱店

当社本支店58カ店(ももたろう支店を除く)

以 上

本件に関するお問い合わせ先	営業企画部 佐々木	TEL 086-221-1083
報道関係のお問い合わせ先	経営企画部(広報担当) 藤岡・齋藤	TEL 086-221-1057